

作成日 2001年02月19日
改訂日 2024年04月01日

安全データシート(SDS)

1. 製品及び会社情報

製品の名称	イシクリン
会社名	株式会社ミヤキ
住所	〒810-0074 福岡県福岡市大手門1-2-23-1105
電話・ファックス番号	TEL:092-713-0001 FAX:092-741-8606
緊急連絡先	
担当部門	株式会社ミヤキ 須恵工舎 品質保証室
担当部門住所	〒811-2112 福岡県糟屋郡須恵町植木1341番地
緊急連絡電話・ファックス番号	TEL:092-937-3008 FAX:092-931-8081
電子メールアドレス	info@miyaki.com
推奨用途及び使用上の制限	石材用洗浄剤

2. 危険有害性の要約

GHS分類

下記に記載がない項目は、「区分に該当しない」か「分類できない」

健康に対する有害性	皮膚腐食性・刺激性	区分2
	眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	区分1
	生殖毒性	区分2
	特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分1(呼吸器、中枢神経系、全身毒性)
	特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分1(呼吸器、血液系)
		区分2(肝臓、脾臓)
環境に対する有害性	水生環境有害性 短期(急性)	区分2

GHSラベル要素

絵表示(ピクトグラム)

注意喚起語
危険有害性情報

危険
H315-皮膚刺激
H318-重篤な眼の損傷
H361-生殖能または胎児への悪影響のおそれの疑い
H370-呼吸器、中枢神経系、全身毒性の障害
H372-長期にわたる、または反復ばく露による呼吸器、血液系の障害
H373-長期にわたる、または反復ばく露による肝臓、脾臓の障害のおそれ
H401-水生生物に毒性

注意書き

【安全対策】
P201-使用前に取扱説明書を入手すること。
P202-すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
P234-他の容器に移し替えないこと。
P260-ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
P264-取扱い後はよく手を洗うこと。
P270-この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
P271-屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。
P272-汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
P273-環境への放出を避けること。
P280-保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。
個人用保護具や換気装置を使用し、ばく露を避けること。
【救急処置】
P302+P352-皮膚に付着した場合: 多量の水と石鹸で洗うこと。
P304+P340+P312-吸入した場合: 空気の新鮮な場所へ移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪い時は、医師に連絡すること。
P305+P351+P338+P310-眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。直ちに医師に連絡すること。
P308+P311-ばく露またはばく露の懸念がある場合: 医師に連絡すること。
P314-気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。

P333+P313-皮膚刺激または発疹が生じた場合：医師の診断、手当てを受けること。
P362+P364-汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。
【保管】
P403+P233+P235-換気の良いところで保管すること。容器を密閉しておくこと。
涼しいところに置くこと。
P405-施錠して保管すること。
【廃棄】
P501-内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 混合物

組成物質名	濃度又は濃度範囲	CAS登録番号	化審法官報整理番号
過酸化水素	6.0%未満	7722-84-1	2-301
イソプロピルアルコール	5.0%未満	67-63-0	2-207
ノニオン系界面活性剤	非開示	非開示	あり
金属封鎖剤	非開示	非開示	あり
安定剤	非開示	非開示	あり
水	残部	7732-18-5	—
計	100%		

4. 応急措置

吸入した場合 空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
気分が悪い時は、医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合 皮膚に付着した場合、多量の水と石鹼で洗うこと。
皮膚(または髪)に付着した場合、直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぐこと、又は取り去ること。
皮膚を流水またはシャワーで洗うこと。
皮膚刺激または発疹が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。

眼に入った場合 直ちに水で数分間注意深く洗うこと。
コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
直ちに医師に連絡すること。

飲み込んだ場合 口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
気分が悪い時は、医師に連絡すること。

急性症状及び遅発性症状の
最も重要な徴候症状 過酸化水素のデータとして
吸入した場合：咽頭痛、咳、めまい、頭痛、吐き気、息切れ
皮膚に付着した場合：白斑、発赤、皮膚熱傷、痛み
眼に入った場合：発赤、痛み、かすみ眼、失明
飲み込んだ場合：咽頭痛、腹痛、腹部膨満、吐き気、嘔吐
症状は遅れて現れることがある。
接触した表皮に、刺すような痛みを伴う白斑を生じる。
眼に入った場合には、激しい痛みを伴う炎症を生じる。視力障害に至る場合がある。

応急措置をする者の保護に
必要な注意事項 救助者は、保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面等の適切な保護具を着用する。
状況に応じて適切な保護具(酸性ガス用の防毒マスク等)を着用する。

医師に対する特別な注意事項 安静と医学的な経過観察が不可欠。

5. 火災時の措置

適切な消火剤 大量の水
使ってはならない消火剤 粉末消火剤、泡消火剤

火災時の特有の危険有害性 製品自体は燃焼しないが、分解により発生する酸素ガスが周囲の可燃物を助け、火災を激しくするので注意が必要である(支燃性あり)。
火災時に有害なガス、ミスト等が発生するため、消火の際には適切な保護具を着用する。

特有の消火方法 危険でなければ火災区域から容器を移動する。
移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。
消火活動は有効に行える十分な距離から行う。
大規模火災で保管量が多い場合：区域より退避させ、爆発の危険性により遠くから消火すること。
消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。
容器内に水を入れてはいけない。

消火活動を行う者の特別な 保護具及び予防措置	消火のための放水等により環境に影響を及ぼす物質が流出しないよう適切な処置をする。 消火活動は風上から行い、有害なガス、ミスト等の吸入を避ける。 適切な保護具(空気呼吸器、化学用保護衣等)を着用する。
6. 漏出時の措置	
人体に対する注意事項、 保護具及び緊急時措置	屋内の場合、処理が終わるまで十分に換気を行う。 作業者は適切な保護具(『8. ばく露防止及び保護措置』参照)を着用し、眼、皮膚への接触 及びガス、ミスト、蒸気、ヒューム等の吸入を避けるようにする。 風上から作業して、風下の人を退避させる。 漏出した場所の周辺に、ロープを張るなどして関係者以外の立入を禁止する。 多量の場合、人を安全に退避させる。 低地から離れる。 危険区域から立ち退く。専門家に相談する。 直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。
環境に対する注意事項	流出した製品が河川などに排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。 汚染された排水が適切に処理されずに環境へ流出しないように注意する。
封じ込め及び浄化の方法及び機材	気化を抑え、蒸気の拡散を抑えるため散水を行う。 少量の場合、大量の水で洗い流す。 大量の場合、漏洩物の除去や廃棄処理は専門家の指示に従う。 回収の際、着火源となるバキュームポンプ等を使用してはならない。 付着物、廃棄物などは、関係法規に基づいて処置する。
二次災害の防止策	すべての発火源及び可燃物を速やかに取り除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。 火花を発生しない安全な用具を使用する。着火した場合に備えて、消火剤を準備する。 下水溝、表流水、地下水に流してはいけない。 漏出物の上をむやみに歩かない。 こぼれた場所はすべりやすく、スリップ事故の原因となるため注意する。 万が一、河川公共水路等流れ込んだ場合は、速やかに関係機関に報告する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い	
技術的対策	『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、適切な保護具を着用すること。 屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。
安全取扱い注意事項	『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の局所排気、全体換気を行うこと。 使用前に取扱説明書を入手すること。使用上の注意を良く読み、用途以外に使用しないこと。 すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。 容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしないこと。 飲み込まないこと。眼、皮膚への接触を避けること。ガス、ミスト、蒸気、ヒューム等の吸入を 避けること。適切な保護具(保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面)を着用すること。 個人用保護具や換気装置を使用し、ばく露を避けること。 この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。 環境への放出を避けること。
接触回避 衛生対策	『10. 安定性及び反応性』を参照。 取扱い後はよく手を洗うこと。 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。
保管	
安全な保管条件	『10. 安定性及び反応性』を参照。 可燃物、その他の禁忌物質から離して保管すること。 容器は日光から遮断し、火気を避けて保管すること。 容器を密閉して涼しい所、換気の良い場所で保管すること。 施錠して保管すること。別の容器に移し替えて移動・保管しないこと。 保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を 設けること。
安全な容器包装材料	製品使用容器に準ずる。国連輸送法規で規定されている容器を使用すること。

8. ばく露防止及び保護措置

設備対策	全体換気装置または局所排気設備を設置した場所で取り扱うこと。 静電気放電に対する予防措置を講ずること。 防爆型の電気機器、換気装置、照明機器を使用すること。
------	--

本製品の貯蔵ないし取扱い場所の近くに、洗眼器等の洗眼施設及び安全シャワー等の身体洗浄施設を設置する。

成分名	管理濃度	厚生労働大臣が定める濃度の基準	許容濃度(ばく露限界値、生物学的ばく露指標)	
			日本産業衛生学会	ACGIH
過酸化水素	未設定	未設定	未設定	TWA-STEL 1ppm
イソプロピルアルコール	200ppm	未設定	400ppm(980mg/m ³) 最大許容濃度	TLV-TWA200ppm TLV-STEL400ppm

保護具

呼吸用保護具	必要に応じて酸性ガス用防毒マスクを着用すること。 換気が十分でない場合には、空気呼吸器等の呼吸用保護具を着用すること。
手の保護具	耐薬品、耐油、耐溶剤性のある不浸透性の保護手袋を着用すること。 ニトリルゴム及び塩ビは適切な保護材料ではない。ネオプレンが推奨される。
眼、顔面の保護具	ゴーグル型または全面保護眼鏡等を着用すること。 撥ね飛び又は噴霧によって眼及び顔面接触が起こりうる時は、 包括的な化学スプラッシュゴーグル、及び顔面シールドを着用すること。
皮膚及び身体の保護具	長袖作業衣等の保護衣を着用すること。 一切の接触を防止するにはネオプレン製の手袋、エプロン、ブーツ、又は全体スーツ等の不浸透性の 防具を適宜着用すること。 しぶきの可能性がある場合は、全面耐薬品性防護服(例えば、酸スーツ)及びブーツが必要である。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状态

物理状态	液体
色	無色～淡黄色
臭い	微香性
融点・凝固点	データなし
沸点又は初留点及び沸点範囲	データなし
可燃性	不燃性
爆発下限界及び 爆発上限界／可燃限界	データなし
引火点	データなし
自然発火点	データなし
分解温度	データなし
pH	6.5±0.5
動粘性率	データなし
溶解度	水と自由に混合
n-オクタノール／水分配係数(log 値)	データなし
蒸気圧	データなし
密度及び／又は相対密度	1.0～1.1
相対ガス密度	データなし
粒子特性	データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	加温や光の影響により分解し、酸素を生じて火災の危険性を増大させる。
化学的安定性	通常の取扱いにおいては比較的安定であるが、常温でも徐々に分解する。
危険有害反応可能性	過酸化水素のデータとして、 アンモニアと接すると爆発の危険がある。 炭素と接すると激しく分解し酸素を発生し、とくに金属が存在すると火災と爆発の危険を生じる。 強い酸化剤であり、可燃性物質や還元性物質と激しく反応し、 特に金属が存在すると火災と爆発の危険を生じる。
避けるべき条件	加熱、衝撃、光、高温、摩擦。
混触危険物質	アンモニア、炭素、金属、可燃性物質、還元性物質、酸化剤。
危険有害な分解生成物	加熱により可燃性ガス(酸素)が発生する。

11. 有害性情報

急性毒性

(経口):加算式判定により区分に該当しないとした。
(経皮):加算式判定により区分に該当しないとした。

(吸入):加算式判定により区分に該当しないとした。

皮膚腐食性／刺激性	加算式判定により区分2とした。
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	加算式判定により区分1とした。
呼吸器感受性	データ不足のため分類できないとした。
皮膚感受性	データ不足のため分類できないとした。
生殖細胞変異原性	データ不足のため分類できないとした。
発がん性	データ不足のため分類できないとした。
生殖毒性	カットオフ値適用判定の結果 区分2とした。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	カットオフ値適用判定の結果 区分1(呼吸器、中枢神経系、全身毒性)とした。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	カットオフ値適用判定の結果 区分1(呼吸器、血液系)とした。
	カットオフ値適用判定の結果 区分2(肝臓、脾臓)とした。
誤えん有害性	データ不足のため分類できないとした。

12. 環境影響情報

生態毒性	
水生環境有害性(短期/急性)	データ不足のため分類できないとした。
水生環境有害性(長期/慢性)	データ不足のため分類できないとした。
残留性・分解性	情報なし
生態蓄積性	情報なし
土壤中の移動性	情報なし
オゾン層への有害性	情報なし

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。 廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。
汚染容器及び包装	容器は、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

国際規制	
陸上規制情報	RID、ADRの規定に従う。
海上規制情報	IMDGの規定に従う。
航空規制情報	ICAO-TI、IATA-DGRの規定に従う。
UN No.	Not applicable
国内規制	
陸上規制情報	消防法、労働安全衛生法、毒劇物取締法等の規定に従う。
海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
航空規制情報	航空法の規定に従う。
国連番号	非該当
特別の安全対策	危険物は当該危険物が転落し、又は危険物を収納した運搬容器が落下し、転倒もしくは破損しないよう積載すること。 危険物又は危険物を収納した容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないよう運搬すること。 危険物の運搬中、危険物が著しく漏れる等災害が発生するおそれがある場合には、災害を防止するための応急措置を講ずると共に、もよりの消防機関その他の関係機関に通報すること。 輸送に際しては、火気、熱気、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。 転倒、ずれ、衝撃、摩擦などを生じさせないように固定すること。 他の危険物や燃えやすい危険物に上積みしないこと。重量物を上積みしないこと。

15. 適用法令

労働安全衛生法	本製品はリスクアセスメント対象物に該当します。 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9) 過酸化水素(政令番号 第126号) イソプロピルアルコール(政令番号 494号)
---------	--

皮膚等障害化学物質等(規則 第594条の2 第1項)

該当

化学物質排出把握管理促進法
(PRTR法)

非該当

毒物及び劇物取締法

非該当

消防法

非該当

船舶安全法

非該当

航空法

非該当

16. その他の情報

問い合わせ先

株式会社ミヤキ 須恵工舎 品質保証室

参考文献

NITE 化学物質総合情報提供システム(NITE-CHRIIP)及び、原材料SDS情報

その他

本記載内容は、現時点で入手できる資料、情報データに基づいて作成しており、新しい知見によって改訂される事があります。また、注意事項は通常の取扱いを対象としたものであって、特殊な取扱いの場合には十分な安全対策を実施の上でご利用ください。

ここに記載されたデータは最新の知識及び経験に基づいたものです。安全データシートの目的は当該製品を安全に取り扱って頂くための情報を提供するものです。ここに記載されたデータは製品の性能について何ら保証するものではありません。

本SDSは、JIS Z 7253:2019に準拠して作成しております。